

平成 29 年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成 29 年 6 月 6 日 (火) 午前 9 時 30 分～午前 11 時 32 分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	小谷野 晴 夫	副委員長	○	塚 原 良 子
委 員	○	柳 田 柳太郎	委 員	○	高 橋 芳 市
〃	○	野 田 善 一	〃	○	高 山 利 夫
			出席 6 人 欠席 0 人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
健康福祉部長	山 中 宏 美	教 育 次 長	坪 山 仁
社会福祉課長	手 塚 均	こども福祉課長	落 合 好 枝
高齢福祉課長	小 川 幸 男	健康増進課長	大 島 浩 司
教育総務課長	小谷野 雅 美	学校教育課長	海 老 原 忠
生涯学習文化課長	近 藤 善 昭	文化財課長	山 口 耕 一
スポーツ振興課長	北 條 均		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
事務局 長	星 野 登	議 事 課 長	五 月 女 治

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員、中村節子議員

○一般傍聴者 1名

1. 開会

2. あいさつ 小谷野委員長

3. 概要録署名委員 野田委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

議案第43号 平成29年度下野市一般会計補正予算（第1号）【所管関係部分】

質疑・意見

〔歳入〕

15款 2項 4目 土木費 国庫補助金

22款 1項 市債

- 野田委員：国庫補助金が増額となり、市債が減となったが、改めて説明願う。
- スポーツ振興課長：国庫補助金については、29年度当初予算では9億5,250万円の4分の1として、2億3,812万5,000円を計上した。4月に4億5,240万円の内示を受け、差額2億1,427万5,000円を計上した。続いて、市債においては、合併特例事業債で4億670万円の減、公共事業等債で1億9,270万円の増となり、合計すると2億1,400万円の減になるが、これは国費の増額の内示に伴う市債の減である。歳出の財源内訳についても同様に補正している。国費—社会資本整備総合交付金—の増額内示に伴う財源の振替、調整をした。イコールとしない理由は、合併特例債が95%の充当率、公共事業債が90%の充当率となっているためである。
- 野田委員：社会資本整備総合交付金は、自由度が高く自治体が創意工夫を発揮できるものであり、市債が減ということは慶祝すべきことである。他の自治体では当交付金に関する整備計画を一覧で公表している所もあるが、本市でも公表しているのか。
- スポーツ振興課長：大松山運動公園については、防災・安全・社会資本整備交付金という、防災拠点という位置づけで整備計画をつくっている。
- 野田委員：市としては、社会資本整備の計画を一覧表として公表していないと理解してよいか。
- 小谷野委員長：総務常任委員会の所管であり、当委員会では答えを得るのが難しいと思う。
- 高橋委員：大松山運動公園については、一括発注にしたようだが、総額で今後どのくらい費用がかかるのか。これから安くなるのか、それとももっと高くなるのか。
- スポーツ振興課長：今回の一括発注により約2,500万円の減額となった。総事業費については、今年度は10億8,715万円である。31年3月末の引き渡しを想定しており、30年度については9億6,200万円の予定である。現在のところ実施設計の26億3,400万円の中に収まる事業計画となっている。

- 高橋委員：最初の計画と同じ金額か、もっと減額になるということはないのか。
- スポーツ振興課長：現在のところ、西側進入路等の付帯事業を含めないと26億3,400万円の中に収まると考えている。

〔歳出〕

10款1項3目 教育研究所費

- 高山委員：エネルギー教育推進事業の内容を伺う。
- 学校教育課長：本事業は県の推進事業の一つであり、本市も参加している。小中学校のエネルギー教育に関する授業に使う備品等の購入をするものである。理科を中心に、学習に役立つ備品や消耗品等を購入する。もともとは国の事業であるが、国から県に委託されたものであり、100万円を上限として市が交付を受けるものである。
- 高山委員：対象となる学校は、市内全部の小中学校になるのか。
- 学校教育課長：今年度については中学校を対象とし、南河内中学校の備品等の購入に充てる予定である。
- 高山委員：備品の具体的な内容はまだ分からないのか。
- 学校教育課長：ライト実験ボックスセットという電気エネルギーを光に変える実験装置や、放射線サーベイという放射線の線量を量る測定器、発電の蓄電セット、手回し発電機、放射線を目で見ることができるペルチェ霧箱、放射線の実験用線源—放射線を発する鉱石及びその保管箱、エネルギーのLEDへの変換実験器、メーター付きコンデンサである。そのほか、つくばエキスポセンターのエネルギーブースへの見学のためのバス代も計上している。

3款2項1目 子育て支援事業

- 塚原副委員長：10ページ民生費児童福祉総務費子育て支援事業の幼児対応について、2病院に本市の子供をこれから預けるに当たって、情報として持っているものすべてを説明願う。
- こども福祉課長：今回の補正は病児対応型保育事業ということで、新小山市民病院で病児保育を行うために計上させていただいた。病児対応型保育事業については、済生会宇都宮病院で27年度から行っており、これは宇都宮市で行っているものに、広域利用できるよう委託しているものである。実際に利用者は少ないが、働く方の支援のためには利用者が少なくても継続していかなければならないと考えている。今回の新小山市民病院の形態については、小山市で行っている事業に野木町が広域利用しているわけであるが、そこに下野市も同じように利用できるよう、一3月の一般質問の市長答弁でもあったように、なるべく早い時期に利用できるようにするというので、今回補正させていただいている。実際新年度になって予算も計上していなかったが、小山市とは一

般質問があったところから話を詰めており、予算が確保できれば年度の途中で利用させていただけるということで協議が整っている。今回の補正が議決された時には、7月からの実施ということで考えている。実際に野木町で利用している方もいるわけであるが、小山市は登録制を取っており、野木町に確認したところ、事前登録をしている方が約70名いると伺っている。28年度から始まったが、28年度では1名だったと伺っている。病児保育は集団で保育ができない、家庭でもどうしても保育ができないというお子さんを預けるもので、病児であるのでなるべく家庭で見るのが理想だと思っているが、働く方の支援のためにはやはり必要なものと考えている。

○塚原副委員長：519,000円が補正で計上されたが、これはどのような割り振りになって、何のために補正があがったのかということと、登録にあたっての基準・決まりを伺う。

●こども福祉課長：委託料についての算出であるが、小山の事業費の場合は、小山市と野木町の1市1町ということで計算されている。小山市から小山市民病院へ事業費として委託費が支払われるわけだが、それを算出するときに野木町の負担は人口割で算出している。下野市の場合、新小山市民病院には委託料として700万円以上が支払われるが、この事業については国県補助が入るということで、基準額の3分の1ずつ国と県が負担することになっている。740万円のところから国県補助が450万近く入るので、残りが290万円余りになるが、それを構成市町の人口で割って1人当たりの単価を出し、それに各市町の人口を掛けたものが年額の負担金ということで算出される。29年度の年額を出したところ、下野市の負担額は691,000円を超えた金額になり、それを月割にし、7月からの9か月分ということで算出し、今回の計上額になっている。

○塚原副委員長：細かいことありがとうございます。そうするとこれは小山市民病院だけの負担金で、済生会の分はないということでしょうか。

●こども福祉課長：今回の計上については、新小山市民病院へ委託するための金額である。

○塚原副委員長：了解した。本市はこども福祉課を通して申請をするのだと思うが、申請に当たって、何をもって、どんな書類をもって保護者に対してこの事業を周知するのか。

●こども福祉課長：昨日の村尾議員の質疑の中にも周知の方法ということでおたずねがあったが、一般市民に対しては広報紙とホームページ等で行いたいと考えている。併せて保育施設では毎月お便りやいろいろなお知らせがあるので、それに掲載させていただくということで考えている。

○塚原副委員長：もう一つ、個人負担について伺う。

●こども福祉課長：新小山市民病院での利用料ということで、一般世帯が日額2,000円ということになっている。こちらには昼食代とおやつ代が含まれてい

る。そのほかに実費が出る場合もあるが、一般的には昼食代とおやつ代を含んだ日額2,000円ということで提示されている。

- 小谷野委員長：ほかに質疑はあるか。とりあえず、この病児対応型保育事業に対して3月で一般質問をさせていただいたので、素早い対応をしていただいたことに高く評価をしたい。それでは、質疑がないようなので採決をする。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

要望事項

- 小谷野委員長：一般質問でもさせていただいたが、下野市は医師の数、また小児科医の数が全国トップクラスであることが市の魅力である。人口6万の下野市であるが、上三川町や壬生町と一市二町で協力して、ぜひ市内での病児対策の開設に向けた努力をしていただきたいと思う。
- 山中部長：行政側だけの話ではなく、あくまでもそれなりの施設や人員を病院側にお願ひしなくてはならないということがあるので、なかなか難しいと思われる。
- 小谷野委員長：子育てしやすい下野市ですよというアピールするためにも、一医師の数が多、小児科医の数が多ということ「こんなにすごいぞ下野市」でアピールしている以上は、やはりそれに向けた努力をぜひ今後もしていただきたい。
- 小谷野委員長：要望事項について、正副委員長で調整する。

— 暫時休憩 — 執行部退席

陳情第3号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情

[陳情者代理人の趣旨説明]

- 陳情者代理人：本件については、10年、20年以上前からの懸案事項である。各都道府県においては条例等により定められているものである。昨今、青少年による犯罪の低年齢化、また、インターネットやスマートフォンが幼児にまで身近なものとなっている。こうした中、青少年健全育成に対して国はどうしているのかといった声がお母さん方からある。そのようなことから、国に市民の声、県民の声を届けていただきたい。基本理念や方針などを明確にし、有害環境か

ら青少年を守ってほしい、国に対して一貫性のある包括的、体系的な法整備が必要である。全国的には過半数を超える自治体から意見書の提出がなされている。県内では栃木県を初め15自治体から提出されている。下野市においては基本計画においても青少年健全育成に対する基本理念がしっかりとしており、ぜひ意見書の提出をお願いしたい。

意見

- 柳田委員：青少年のことを考えると個人的には賛成であり、どんどん変わるべきだと思っている。趣旨は大体同じような考えだと思うので、私は賛成する。
- 高山委員：過去の各市議会の採択事例を見ると平成14、15年が多い。この意見書の内容は当時と同じものなのか。
- 陳情者代理人：若干、文言はバージョンアップというか、インターネットという言葉を入れたりとかしているが、骨格は以前提出したものと同じである。
- 野田委員：陳情には、「家庭の価値を基本理念に据える」というフレーズがあるが、その家庭の価値の内容を伺う。
- 陳情者代理人：社会の基本単位は家庭であると思っている。家庭、父母がしっかりし、子供、祖父母と、本来3世代が、日本、世界人類の基本であると思っている。昨今、世界の人々から見ると、日本の家庭はどうなっているのだと、私たちの世代からするとびっくりするような意見がある。東南アジアでも家庭がしっかりしている。日本はなぜこんなに家庭崩壊しているのか。なぜこんなに自殺者が多いのか、家庭はどうなっているのか。やはり時代は変わってしまったのか、しかしこれは政治の責任ではないのか。行政が一生懸命、青少年健全育成をやっている。そこに家庭に対する義務、事業者に対しての義務、そういったものを包括的にする必要があるのではないかと。家庭の価値については、心の教育、親の愛を教えることが基本となっている。
- 野田委員：戦前の家父長制というか、そういった形が家庭の本来の姿であるとの考え方という理解でよいか。また、「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という文言、まことにそのとおりだと思うが、現在の日本の家庭の現状を見据えてどうするのかという施策の展開が必要かと思う。健全な家庭とは、見解を伺う。
- 陳情者代理人：戦前の家父長制については、全面的に踏襲してほしいとは思っていない、現在における法制もあるので。男女共同参画基本法が制定され、男女のあり方がある。やはり、男性は男性らしく、女性は女性らしく、役割を分担しながら協力し合う。このような姿勢がよいのではないかと。重要なのは心であり、愛であり、信頼関係であり、道徳、徳育ではないかと思う。徳育というものがもうちょっと家庭の中に必要ではないのかなと思う。家父長制に対しても、国家としての議論も少しずつ最近、始まっている。夫婦のあり方に関

しては、何でもかんでも夫婦がしっかりとしていることが健全な家庭であるとは思っていない。家庭という最小単位と思っている。社会の基本は家庭、家庭で食事を共にし、お互いに相談し合い支え合う環境が必要ではないか、健全な家庭ではないかと思っている。

○塚原副委員長：陳情者は活動的には青少年健全育成にどのように関わっているのか。

●陳情者代理人：陳情者はかつて県議員であったが、現在は一市民として活動している。私自身も一社会人であるが、仕事の合間を見て会の事務局として活動している。

○塚原副委員長：平成15年ころにつくった文言とそれほど変わっていないとのことであるが、現実には世の中が変わっており、青少年犯罪も随分と減り、凶悪と言っても特筆的なものがテレビに出されているので少年犯罪が多いように思うわけである。この内容を見ると、今の時代に否定的で、これを読むだけで心が萎えてしまう。子供をどういうふうにしていきたいのかという文言が見えていないので、これを読んだときにとてもショックであった。健全な青少年が健全な家庭から育成されるのは当然であるが、15年前から変わった現状の中で子供が育っているのに、社会的なものも変えていかなければならないことが非常に多くなっている。家庭の価値は確かに大切だし、家庭を守っていかなければならないことを子供たちに植えつけていかなければならないのだが、学校では道徳教育を授業として取り上げて、成績もつけていくという取り組みが今年度から行われる。本市でも学校での道徳の授業に非常に力を入れている。学校の役割を指摘するということもいろいろな意味で書いてあるのだが、このままの文言では私としては容認できないものが多いが、この文言をどう感じるか。

●陳情者代理人：全文を踏襲してほしいとは思っていない。ある議会では、学校の部分を削除して意見書を提出した自治体もある。

○塚原副委員長：青少年健全育成基本法については、参議院、衆議院に上がっているが、閣議決定されていない。それはご存知か。

●陳情者代理人：確か平成16年に衆議院に提出されたが、時間がなく審議未了、廃案となっている。

○塚原副委員長：それではこの度、新たに各市に陳情を出しているということではなく、追加として本市議会に出してきたということか。

●陳情者代理人：これに関しては毎年行っており、茨城県では昨年活発な意見書提出活動があり、県内4分の3くらいであった。本県においては参議院議員が文部科学委員会の中で一生懸命に取り組んでおられる経緯もある。群馬県でも、参議院議員が一生懸命に取り組んでいる。今回、平成の大合併により市となった下野市にも伺おうと思いつつ、なかなか時間がとれなかった部分もあ

り、青少年健全育成の講演会も行っていたが、ある自治体の市議会議員が東京で青少年健全育成のアドバイザーの会合に行ったときに、この法案は必要だろうということで問い合わせがあり、今回取り組もうということで、12か所の議会に6月、提出している。

- 塚原副委員長：この参議院、衆議院に上がった法案について読むと、目的から理念から条項が整理されているので、確かにこれが成立されるのが望ましいと思うが、増渕賢一代表が書かれた文言に対して非常に違和感が多い、否定的な文言ばかり。少年の未来をどうするかということが一つも入っていない。明るくない気持ちで、読んでいて気持ちよく賛成したいという気持ちになれない。私は青少年健全育成を、ここ下野市でエンジェル国分寺という見守りを立ちあげ、保護司もしている。今、青少年の犯罪は減っている。未来に向けて家庭と子供をどうするかということを、せっかくだいいことをされようとしているこの会に対して残念でならない。
- 陳情者代理人：私もこの文言に関して、今の時代に即した文言にして作成したいということを代表とも話している。何とぞ下野市議会において、現在に即した文言で青少年のために国の方に提出していただけるよう懇願する。
- 塚原副委員長：下野市の言葉というのではなく、これを陳情する人の気持ちがどうであるかということをお話ししている。
- 陳情者代理人：了解した。そのことに関して鋭意努力しなくてはならないと思っている。現代の青少年のあり方、家庭において子供をどのように育てていけばいいのか。仕事をしていく中で、夫婦共働きや親を介護しなくていけないとか、子供に対する内容をきちんと検討しているが、ご指導いただければありがたいし、提出している私たちの考えや思いはどうなんだというところはおっしゃるとおりであると思う。本当に今の時代に即した、きちんとした、先生方とともにいい青少年の環境を、また、人づくりまちづくり国づくりをしていかなくてはならないと思っている。
- 野田委員：この基本法の制定を求める意見書提出に関する陳情は、善意から出たものであると、健全な青少年の育成というものは、等しく我々が望むところであり、私なりに理解しているところであるが、この基本法が制定されたとして、この基本法というのは理念系—いかなれば上部構造、下部構造という位置づけをすると下部構造であると、土台であると思うわけで。その上部構造として健全育成基本法が制定されたら、理念系としての健全育成基本法が制定された暁には次の段階として具体的な施策というものがあると思うのだが、学校教育をどうするかとか、地域社会をどのような方向に持って行くか、家庭のありようをどうするかとか、具体的な施策が次に出てくると思うのだが、その辺の考えをお聞かせいただきたい。
- 陳情者代理人：制定の暁には、青少年健全育成国民会議が県及び市にあり、下

野市においても生涯学習課が母体となっていくと思われる。理念云々に関しては上部構造、下部構造というものではなく、家、各家庭、下野市が一つの家として、また栃木県が、国家が、国家は国の家と書くので、やはり家として子供をどうするかという考えを持っていただけないか、というふうに思っている。全国民が色々な考えであっても、ことを同じくして求めていくのはやぶさかではないのではないかと、この内容に関してこの部分はどうなんだと、切磋琢磨議論をしながらすり合わせていくことが必要だと思っている。先ほど申し上げたとおり、学校の部分を削除するとか何か付け加えるとか、その内容を見るといろいろな表現があると思う。青少年のために国としてこのままでいいのか、やはりまずいのではないか。世界を見たらロシアと日本だけが、ああいう雑誌がトイレの近くに置いてある。これからオリンピックがあるのに、この国はおかしいのではと思わせるような国ではいかなものかと思ったので、もう一度事務局として立ち上がって、今回12か所に提出させていただいた。

○高橋委員：文面の前に、「しかしながら今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件」という言葉があるが、これはどのようなことで、現在の凶悪事件を指しているのか、例があるならお願いしたい。平成14年・15年に提出した時代には凶悪事件があったような気がするので、それで出したのかと思うのだが。最初の部分に「今日」という現在の言葉が入っているので、この点はどのように考えているのか。

●陳情者代理人：以前は形で見えてニュースで流れていたりしたが、今は本当に形に見えないJKビジネス、という女子高生を食べ物にしたビジネスがあり、これにより家庭が崩壊し、お母さん方が本当に泣いている。これをどうすることもできない。この凶悪犯罪をどうすることもできない。国会議員の先生が自腹でそこに行って、フォローしようとしてもたたかれる。いろいろな意味でどうしたらいいのか、やはり法整備しかない、ある程度の法整備をすることによって違法なビジネスが蔓延しないように、凶悪犯罪や事件に巻き込まれないように、今日の我が国の相継ぐ凶悪犯罪は、泣いても泣いても泣ききれない現状である。よろしくお願いしたい。

○小谷野委員長：ほかにないか。ないようなので、趣旨説明を終了する。ご退席願う。なお、傍聴の手続きがお済みであれば、傍聴席にご移動いただきたい。お疲れさまでした。

○小谷野委員長：それでは、審査を行う。本件について意見のある方は発言願う。

○柳田委員：今の教育には自国を守る日本人としての自信と誇りが無いという話も聞いており、私は何とかしなくてはという考えでいる。これによってどこまで変えられるかわからないが、こういったことは賛成してどんどんやっていただきたいと思う。これは通してやるべきだと思う。

- 小谷野委員長：ほかに意見はあるか。
- 塚原副委員長：私個人の意見であるが、この青少年健全育成基本法があっても問題ではない。むしろあるべきだと思っているが、この陳情に対してこの文言が非常に、否定的な文言から成った意見書である。もう少し前向きに明るくどうすべきかということが、会の今の現実の思いが入っていないということである。いくら文言を変えて出しなさいと言っても、この会の今の気持ちがこうであれば、基本的に理念は賛成するものであるが、この意見書に即、はい、いいですということは、私自身はできないと思っている。
- 野田委員：陳情理由の内容を見ると、「今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している」とある。実際そのような感情を皆さんお持ちかとは思いますが、青少年の荒廃、これは統計的に見ると、戦後20年代に青少年による凶悪事件の発生件数は非常に顕著であったという事実がある。そしてまた、学校の教育現場では「倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった」ということであるが、道徳教育、人間としてどう生きるべきかと、人との接し方とか、そのような道徳の時間というものも実際にあるわけであるから、このような形で学校の問題、道徳教育を排除した、という切り捨て方というのは、事実誤認ではないかと思っている。それから、「有害環境の出現が青少年の荒廃に繋がった」ということであるが、その有害環境の出現というのは、これは青少年の責任ではなくて大人の責任であるから、これは誤認ではないが、ちょっと本末転倒的な感じを抱くのは否めないと思っている。それから「健全な青少年は健全な家庭から育成される」ということであるが、素直に読むと結果的には、健全な家庭とは二親が揃った家庭だというような形でとらえられかねない、と思っている。我々政治の場にある者は、地域とか学校とか家庭とか、様々な問題が、現代的な課題、解決すべき課題が、一ひとり親家庭とか子供の貧困とかあるわけであるが、一その現状を見据えた上で、我々としては政策提言すべきだと思ふ。先ほども言ったように、制定を求めるこの陳情、青少年に持てる力をいかに発揮してもらって成長してもらいたいという、その善意から出たものであるということは私なりに理解はできるが、今回は、この問題に関してはどうか。県にも実際に青少年健全育成条例があり、屋上屋を重ねるというきらいもあるので、とりあえず私はいいいのかなと思っている。
- 高山委員：今いろいろと説明を受け審査をしたわけであるが、ひとつだけ。「各都道府県の青少年健全育成条例の限界性が指摘されている」ということであるが、この限界性というのが具体的にちょっとわからなかった。皆さんから今お話があったように、趣旨に関してはまったく賛成である。県の青少年健全育成条例は昨年度改正され、それに対応してやっているが、趣旨から見ると、国の段階でも基本法の制定は必要ではなかろうかという思いであるので、趣

旨は採択したいなという感じはある。

- 高橋委員：この文面は、趣旨はわかるが、今の状況からするとはずれているのではないかと思うので、私自身は趣旨採択ということでお願いしたいと思う。
- 小谷野委員長：委員の皆様の意見であると、採択すべきであるという意見が1名、不採択という意見が2名、趣旨採択が2名。
- 塚原副委員長：私は内容をもう少し前向きに、考え方をもう少し広くしていただかないと。この文言では不採択。
- 小谷野委員長：非常に今意見が分かれている状態である。
- 塚原副委員長：もう一回書き直しであれば採択である。野田委員がおっしゃるように、14年前の文言である。家庭のあり方も随分変わっているので、そういったところをいかに青少年育成法案がいくべきか、成功した暁には、というような文言が入っていないと。この内容を鑑みて、勘案して、私たちは採択か不採択かを決めなければならないので。今これで出されてしまうと、私自身は。
- 柳田委員：家庭が大事である。皆さん賛成して通してもらいたい。
- 小谷野委員長：意見の中身、意見書自体をもう少し練ってという意見も出てきている。これを下野市議会独自のものを考えて提出していく方向にするのか、その辺を考えていくということになれば、今回採択するよりは、継続という形でやっていくのがいいのか、その辺を議論していただきたい。
- 高山委員：この意見書提出に関する資料の中には、那須塩原市や鹿沼市など、議員発議になった市議会があるが、内容を変えての発議なのかどうか、確認できるか。
- 小谷野委員長：確認できるか。
- 議事課長：お時間をいただければ。
- 小谷野委員長：調べていただきたい。やはり表現の方法とか—これで出してくださいという意見のほかに、市議会に合った形でという話も趣旨説明の中であつたので。

— 暫時休憩 —

[議事課長より説明]

- 議事課長：那須塩原市議会においては、委員会において採択すべきものとなつたとのことである。
- 小谷野委員長：委員の意見が分かれているという現状であるが、青少年の健全育成は非常に重大なことで大切なことであるという意識は全員同じだと思う。
- 高橋委員：私は「義務を果たさなかつたゆえの結果」という文言があるので。意味はわかるのだが、—青少年健全育成では我々もボランティアでいろいろ

やっていてわかるのだが、一やはり古い文面かなと思うので、私は趣旨採択ということで最初から言っている。

○柳田委員：私はぜひとも採択してもらいたい。もう少し内容を変えてみては。

○小谷野委員長：今回提出されたものに対して審査をしている。

○野田委員：今日青少年を取り巻く環境は、ある意味では深刻な事態、ゆゆしき事態に立ち至っているという感想は、本陳情と同じく、そのような問題意識を持っている。しかしながら青少年健全育成基本法のコアな部分として、家庭の価値を基本理念に据える、という部分がどうかと思う。趣旨採択に近い不採択ということである。

○塚原副委員長：私も、この文言が断定的なことが多いということと、家庭が全てということではなく取り巻く環境の改善をということで、これは絶対に法整備が必要であると思う。有害図書などに対して日本はなぜか甘いので、そういった環境を変えないと、子供を守ろうとしても守りきれない。守るためには、ほかを排他しないといけないということが非常にあるので。確かにこの青少年育成というのは必要である、大事に子供を守らなければならないということは。そういうことで、趣旨は前から言っているように否定するものではないし、これは日本として、青少年を健全育成ということで保護していかなければならないというのはある。この文言を賛成しているのではなく、理念として賛成しているので、今回は趣旨採択で。

○高山委員：私も趣旨採択で。

○小谷野委員長：ほかに発言はないか。

○柳田委員：委員長にお聞きしたい。先日、子供の見守り隊の隊長が小学3年生の女の子を誘拐して殺してしまったという事件があったが、ああいったことに対してもこれがあればいくらか違ったのではないかとも思うが。

○小谷野委員長：育成条例というか、基本法があつたらこれが防げたかどうかということは、私は答えられないが。法律があつても法律を破る人もいるので。

○小谷野委員長：ほかにないようなので、趣旨採択、もしくは採択のいずれか決を採りたい。

— 採決 —

趣旨採択とすべきもの 4 採択とすべきもの 1

採決の結果、賛成多数により、趣旨採択すべきものと決す。

閉 会